

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 四国財務局長

【提出日】 2020年7月30日

【事業年度】 第12期(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

【会社名】 株式会社フィット

【英訳名】 Fit Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 鈴江 崇文

【本店の所在の場所】 徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23

【電話番号】 088-665-1500

【事務連絡者氏名】 マネジメント事業部長 柳橋 健一

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝大門二丁目2番1号 ユニゾ芝大門二丁目ビル7階(東京本社)

【電話番号】 050-6868-2673

【事務連絡者氏名】 マネジメント事業部長 柳橋 健一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

## 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期	第9期	第10期	第11期	第12期
決算年月	2016年3月	2017年4月	2018年4月	2019年4月	2020年4月
売上高 (千円)	7,366,007	7,198,070	6,157,131	5,021,176	4,735,252
経常利益又は経常損失 (千円)	1,052,460	1,125,179	1,082,036	205,782	142,338
当期純利益又は当期純損失 (千円)	643,360	646,546	562,413	398,717	79,098
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	977,877	979,609	979,761	979,822	979,822
発行済株式総数 (株)	4,270,000	4,281,400	4,282,400	4,282,800	4,282,800
純資産額 (千円)	3,696,004	4,320,670	4,776,573	4,266,782	4,289,687
総資産額 (千円)	6,820,109	6,899,509	7,624,335	7,219,343	7,586,273
1株当たり純資産額 (円)	865.57	1,009.17	1,115.40	996.26	1,006.73
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	24.00 (-)	25.00 (-)	26.00 (-)	10.00 (-)	10.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (円)	197.27	151.38	131.34	93.10	18.47
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	196.28	150.89	131.15	-	18.46
自己資本比率 (%)	54.2	62.6	62.6	59.1	56.5
自己資本利益率 (%)	26.3	16.1	12.4	8.8	1.8
株価収益率 (倍)	6.80	7.79	8.47	-	28.48
配当性向 (%)	12.2	16.5	19.8	-	54.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	1,011,364	1,389,728	505,030	2,227,447	853,351
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	166,048	457,965	147,554	252,370	11,863
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,172,619	370,773	54,191	701,957	45,063
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	2,844,376	3,405,365	3,817,033	2,039,173	1,152,621
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (人)	66 (30)	70 (27)	67 (29)	79 (25)	69 (25)
株主総利回り (比較指標：配当込みTOPIX) (%)	- (-)	91.6 (100.3)	88.6 (118.9)	52.3 (110.8)	46.3 (103.0)
最高株価 (円)	1,772	1,630	2,323	1,119	786
最低株価 (円)	1,335	680	1,000	576	415

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、第8期及び第9期は関係会社がないため、第10期から第12期は利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性が乏しいため、記載を省略しております。
4. 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、当社株式は2016年3月11日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から2016年3月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
5. 第11期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
7. 当社は、2015年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額および1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 第9期は、決算期変更により2016年4月1日から2017年4月30日までの13ヶ月間となっております。
9. 最高株価および最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。
10. 当社は、2016年3月11日に東京証券取引所マザーズに株式を上場したため、第8期の株主総利回りおよび比較指標については記載しておりません。

## 2 【沿革】

当社は、2009年4月に商業施設の開発や注文住宅の請負建築を主な事業とする株式会社スズケン&コミュニケーションの出資により、「建築業」と「不動産業」「サービス業」の本格的融合により新しい価値を創造し、「第2の住宅産業を創る」ために徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーションとして設立されました。

設立後の一年間は事業の準備および商品の開発に専念し、2010年3月に社名を株式会社フィットに変更した後、2010年4月より規格住宅および規格戸建賃貸住宅の販売を主要事業として本格的に活動を開始いたしました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	沿革
2009年4月	徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーション(現当社)を設立
2009年10月	コンパクト住宅フランチャイズ本部(現いえとち本舗フランチャイズ本部)設立 香川支店設立
2010年3月	株式会社フィットに社名変更
2010年7月	一般建設業許可(徳島県知事許可(般-22)第70109号)取得
2012年2月	愛媛支店設立
2012年5月	高知支店設立
2012年7月	宅地建物取引業免許(国土交通大臣(1)第8312号)取得
2012年10月	コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)販売開始
2013年9月	F i t 神山町メガソーラー発電所 売電開始
2013年10月	株式会社スズケン&コミュニケーションとの資本関係を解消 太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」販売開始
2014年4月	東京本社設置
2014年12月	一般建設業許可(国土交通大臣許可(般-26)第25619号)取得 規格戸建賃貸住宅やコンパクトソーラー発電所等の顧客を対象としたフランチャイズ「投資の窓口本部」設立
2015年4月	関西支社設置
2016年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2017年3月	コンパクトウィンド発電所(小形風力発電施設)販売開始
2017年4月	F i t 一宮メガソーラー発電所 売電開始
2017年6月	電力小売サービス「フィットでんき」販売開始
2017年9月	特定建設業許可(国土交通大臣許可(特-29)第25619号)取得
2018年2月	100%子会社であるソーシャルファイナンス株式会社(徳島県徳島市)を設立
2019年2月	不動産投資型クラウドファンディング FIT FUNDING(フィットファンディング)事業を開始

### 3 【事業の内容】

当社は、太陽光発電施設の販売(クリーンエネルギー事業)、西日本を中心に規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負(スマートフォーム事業)、販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスに関連する事業(ストック事業)を行っております。

なお、当社は、これまでエナジー事業と住宅事業をメイン事業として、個人顧客に対して「クリーンエネルギー発電所」や「スマートホーム」を販売するフロー型のビジネスを中心として参りました。

これに加えて、以前より進めております「クリーンエネルギー発電所」や「スマートホーム」の販売により積み上げてきた顧客基盤を最大限に活用したストック型ビジネスの強化を進めてまいりました。

このビジネスモデルの事業内容をより適切に表現するため、当事業年度より、「エナジー事業」「住宅事業」及び「賃貸管理事業」から「クリーンエネルギー事業」、「スマートホーム事業」、「ストック事業」へ報告セグメントの名称と区分を変更しております。

主な事業内容は次のとおりであります。

#### (1) クリーンエネルギー事業

当社のクリーンエネルギー事業においては、2012年10月より、主に個人向け(投資家や会社員等)の投資商品として「コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)」を中心とした太陽光発電施設の販売を行っております。また、自社においてもコンパクトソーラー発電所を保有しております。

2012年7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったこと、また「環境関連投資促進税制」等、再生可能エネルギー拡大のための政府の施策等が行われてきました。

このような状況の中、当社は土地を所有されていない投資家や会社員の方でも手軽な投資を可能とするための施策を行っております。その具体的な商品が、小型太陽光発電施設、不動産賃貸および保守管理等をパッケージにして販売する「コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)」です。

発電所の設置にあたっては、当社独自の不動産情報ネットワークを活用し、企業や個人の遊休地を安価な賃料で借り上げております。また、基礎と架台の構造を単純にする一方、ソーラーパネルやパワーコンディショナーなどの発電にとって重要な材料部分にコストをかけ、発電量が多く高品質な設備でありつつも、低価格での提供を可能にしております。この結果、初期投資額に対して比較的高い割合の年間売電収入が見込め、良い利回りが期待できる投資商品として、顧客にアプローチをしております。

また、近年注目が集まる、太陽光発電の「セカンダリー市場」については、改正FIT法に伴い新規の太陽光発電施設の系統連系までに時間を要していることや、売電実績もあり買取価格の高い時期の太陽光発電施設が流通しており、太陽光発電の「セカンダリー市場」が形成され、安定収益が見込める再生可能エネルギー投資への市場は、改めて見直されております。

さらに、クリーンエネルギー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。当社は、「投資の窓口」に加盟する企業等に対し、ソーラーパネル等の材料の販売や、研修会を通じた情報の提供等を行っております。また、このような加盟店が2020年4月30日時点で全国に17店舗(17社)あります。

#### (2) スマートホーム事業

当社のスマートホーム事業は、西日本を中心に、規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負(土地および建物のセット販売)を行っております。また、「いえとち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地および建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております。

当社は、コンパクトな規格住宅「IETERRACE(イエテラス)」、完成販売住宅「Simplie(シンプリエ)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL(フィットセル)」、および太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich(フィットセルソラリッチ)」を販売しております。

当社商品の大きな特徴でもある「規格化」とは、「熟練の職人に頼らなくても、標準的に良い家が建てられる」ということを意味しております。当社は設計から施工まで品質に徹底的にこだわり、長く安心して暮らしていただける家づくりを目指しておりますが、同時に「規格化」の採用により、お客様に低価格で商品を提供しております。

「規格化」の具体的な取り組みとしては、下記2点があげられます。

イ．販売プロセスの効率化で経費を削減

- ・家のカタチを規格化することにより打ち合わせの工程を短縮する。また、「規格化」されたパッケージ商品の販売を行うことから営業人員の専門的な知識を要さない(人件費の削減)。
- ・クチコミ紹介やインターネットでお客様を集めることにより宣伝コストを圧縮する(営業経費の削減)。

ロ．現場管理の効率化で経費を削減

- ・材料をまとめて仕入れることによって材料コストを圧縮する(材料費の削減)。
- ・家を組み立てる作業工程の生産性が向上する(工事費および経費の削減)。

当社は、上記の取り組みによりもたらされた利益を当社だけでなくお客様に対する販売価格へ還元することで低価格での提供を実現しております。

いえとち本舗フランチャイズ本部は、「日本の高すぎる家をもっと安く！そして、大変な家探しをもっと楽に！」をコンセプトに、「いえとち本舗」1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みをお客様に提供しております。

土地をお持ちでないお客様がマイホームを購入しようとするとき、通常は、希望の土地を探し、土地が決まったら住宅メーカーを探し、プランを考え、見積もりを取る等様々な負担が発生していました。お客様のこのような負担を緩和するサービスが、1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みを提供する「いえとち本舗」です。当社が運営するいえとち本舗フランチャイズ本部では、フランチャイズ加盟店に対して独自の事業ノウハウや建築資材の共同購買システムの提供をしております。一方、フランチャイズ加盟店を運営する会社は「いえとち本舗」の統一ブランド・統一イメージのもと、その地域のコンパクト住宅(注)市場で最有力企業を目指して活動しております。このような加盟店が2020年4月30日時点で全国に34店舗(23社)あります。

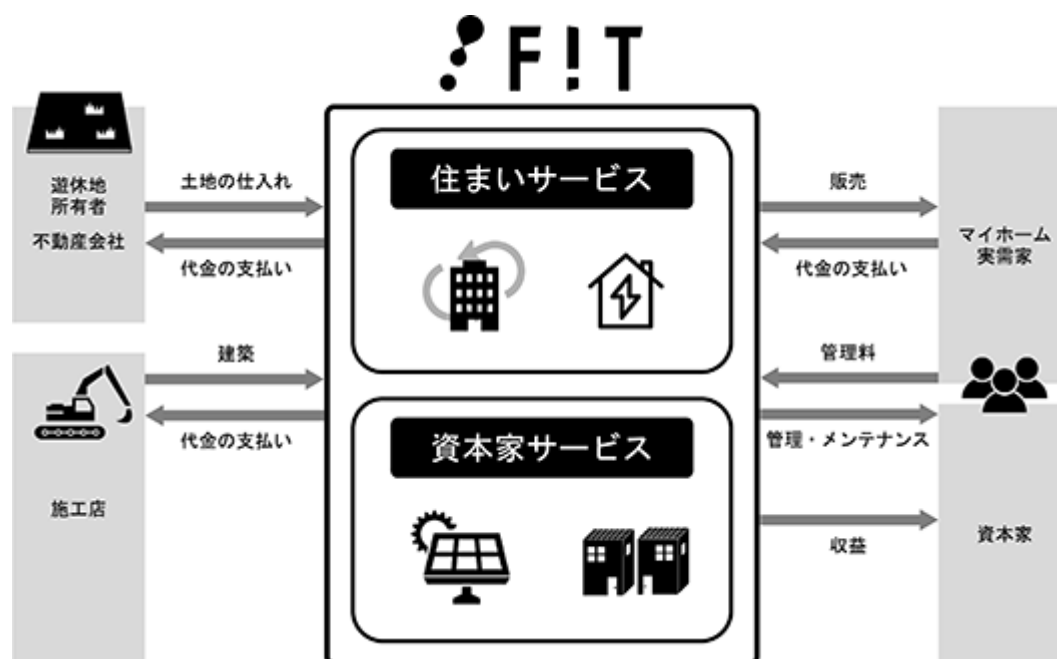
(注) 当社の販売する住宅は、延床面積100㎡未満のコンパクトな住宅が基本となります。

(3) ストック事業

当社はストック事業として販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスを行っております。

[ 事業系統図 ]

以上述べました事項を事業の系統図によって示しますと、以下のとおりであります。



#### 4 【関係会社の状況】

当社は、子会社4社、関連会社2社を有しておりますが、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### 5 【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2020年4月30日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
69(25)	41.2	2.9	5,161,838

セグメントの名称	従業員数(人)
クリーンエネルギー事業	12 ( 4)
スマートホーム事業	34 (17)
ストック事業	9 ( 0)
報告セグメント計	55 (21)
全社(共通)	14 ( 4)
合計	69 (25)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 前事業年度末に比べ従業員数が10名減少しておりますが、その主な理由は、クリーンエネルギー事業の人員適正化によるものです。
4. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において、当社が判断したものであります。

当社を取り巻く経営環境は、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、2019年10月の消費増税による消費者マインドの落ち込み、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、経済の動向や企業業績に与える影響懸念等、今後の景気動向については不透明さが増す状況が続きました。

そのような環境下において、当社の経営方針及び対処すべき課題は以下のとおりです。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社が目指すのは「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」ことです。

当社は化石燃料に依存する社会を、個人が作る地球に優しいクリーンエネルギー(小規模発電所)で変えていきます。クリーンエネルギーで生み出される電力量「kWh」を地域流通するマネーとして捉え、クリーンエネルギーが日本中の家庭に当たり前にある社会を創ります。地球環境を良くする社会性と個人の暮らしを豊かにする収益性の両輪を満たす、新しい産業を生み出します。

そして社会、株主、顧客、従業員等の全てのステークホルダーに対する責任を果たしていくために、継続的な企業価値の増大を図ることを目指してまいります。

#### (2) 目標とする経営指標

当社は、既存の事業エリアの深耕および全国エリアへの展開等により販売数を拡大しつつ、売上高経常利益率10%以上を目標としております。

#### (3) 中長期的な会社の経営戦略

国内の住宅業界や不動産業界は、少子高齢化およびそれらを起因とする世帯数減少により、中長期的に市場の縮小が予想されるなど厳しい業界環境に置かれております。このような環境で当社は「個人参加型クリーンエネルギーで未来を創る」をテーマに、更なる成長を実現するために、下記の戦略を遂行することで業容の拡大を図ってまいります。

四国エリアと関東エリアおよび関西エリアへの直営店の出店とその他エリアでのフランチャイズ展開による全国展開

エネルギー事業を中心とした商品力強化と販売力強化

資材調達先や工事協力業者の新規開拓等社外との協力体制の強化・構築

エネルギー事業および住宅事業の海外進出

資金調達手段の多様化による自己資本増強



#### (4) 会社の対処すべき課題

当社は、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制および業務体制の見直し等を更に推進するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めております。

##### コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における決議権を持つ監査等委員による監査・監督機能の強化、社外取締役が、取締役会において、社外の独立した立場から株主さまやその他のステークホルダーの方々の視点を踏まえた意見をより活発に提起し、意思決定における「透明性と客観性の向上」を図っております。

##### コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を継続的に図っております。

##### 内部管理体制の強化

当社は、2020年4月末現在、取締役5名、従業員69名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっております。今後も事業規模の拡大を図っていくことを見据え、内部監査室に専任スタッフを配置し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図っております。

##### 優秀な人材の採用および育成

今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備およびマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

##### 事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

## 2 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### 1．業績の季節変動について

当社では、戸建住宅の建築販売が主な事業の一つであることから、新年度を控えた引越しシーズンである3月から5月までの間に引渡しが集中する傾向にあります。そのため当社のスマートホーム事業は、第4四半期に収益が偏重する傾向にあります。従って、景気動向、自然災害等の要因により第4四半期の引渡しに支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

なお、2020年4月期におけるスマートホーム事業の四半期別売上高、セグメント利益の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外部顧客への売上高	149,158	8.4	521,620	29.2	413,547	23.2	698,287	39.2	1,782,614	100.0
セグメント利益又は損失( )	70,413	-	18,232	-	22,193	-	66,903	-	7,471	-

(注) 1．上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2．上記の金額は監査法人アリアの監査を受けておりません。

3．セグメント利益又は損失( )の構成比は、通期でセグメント損失( )であるため、記載しておりません。

### 2．コンパクトソーラー発電所工事の遅延について

当社がクリーンエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、工事が完了し、顧客への引渡し後、電力会社との系統連系時に売上計上しております。従って、自然災害等の要因により工事が遅延し、期中の引渡しに支障が生じた場合や電力会社との系統連系が遅れた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(注) 系統連系とは、電力会社の電力系統に発電設備を接続することです。

### 3．個人消費動向等の影響について

クリーンエネルギー事業およびスマートホーム事業は、当社の主たる販売先は個人顧客であることから、個人消費者の需要動向の影響を受ける傾向があります。また、景気動向、金利水準、地価水準等のマクロ経済要因の変動や消費者所得の減少、住宅税制の改正や再生エネルギー固定価格買取制度の改正、消費税等の税率変更等により個人消費者の需要が減少した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 4．政府の施策について

当社がクリーンエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生エネルギー固定価格買取制度」の設備認定を取得しており、発電所を購入した顧客は同制度により政府が定めた一定期間、一定の価格で発電した電気を電力会社に売却することができます。固定買取価格制度では、電力会社が買取費用を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。そのため、今後も太陽光発電は普及していくことが見込まれますが、同制度における買取価格は、毎年度、政府により定められることとなっており、今後は電力会社の電力料金を通じて徴収する賦課金により国民負担が増加することを避けるため、当該価格は低下していくことが見込まれております。また、当社の販売している太陽光発電設備は、発電出力が気候の影響を受ける自然変動電源であります。

最近においては、太陽光発電設備の増加等の状況を受け、電力会社ごとの接続可能容量の事項等に起因する出力抑制ルール(規定の条件下で電力会社が発電事業者に対し、発電設備からの出力を停止又は抑制を要請する制度)等の新たな出力制御システムが導入されておりますが、当該システムの今後の運用によっては、太陽光発電設備を運営する事業者の収益に影響を与えることも想定されます。さらに、2017年4月に施行された改正FIT法により、審査期間の長期化により系統連系が大幅に遅延し、当社の業績に影響を及ぼしました。今後、再生可能エネルギーにおいて、改正FIT法と同様な政府の施策が大きく変更になり、系統連系が大幅に遅延し、顧客の購入意欲が減退した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 5. コンパクトソーラー発電所の周辺環境等の変化について

当社がクリーンエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、主に遊休農地や宅地を賃借または取得し設置しております。そのため周辺環境の変化により顧客が購入したコンパクトソーラー発電所の収益性が低下した場合や賃借している土地の権利関係等に変動等があった場合には、当社は顧客からクレームを受ける可能性があります。これによりクレーム対応費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 6. 消費税増税について

当社の主要な事業のひとつである住宅は、一般家庭において購入する最も高額な耐久消費財と言われており、消費税率の動向によって需要が大きく左右される傾向があります。2014年4月に消費税率は8%、2019年10月に消費税率が10%に引き上げられましたが、今後消費税率が引き上げられた場合、一時的な需要の先食いは見込まれるものの、中長期的には住宅着工数が低迷することが予想されます。これにより、受注・売上が減少し当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 7. 営業エリアが四国に集中していること並びに競合等の影響について

当社のクリーンエネルギー事業において、太陽光発電施設の設置用地は四国エリアを中心に開発してまいりました。

また、スマートホーム事業もこれまで四国エリアをマーケットとして、新築戸建住宅・戸建賃貸住宅の販売を行ってまいりました。2020年4月30日現在、いえとち本舗の直営店は、四国エリアに徳島本店（徳島県）、島田店（徳島県）、阿南店（徳島県）、高松本店（香川県）、高知本店（高知県）の5店舗であります。

今後は全国展開の一環として、関西エリアや九州エリアに展開していく計画であります。そのためには、これらのエリアの競合企業の動向やエリア特性等に対応した展開が必要となります。今後、このような対応が適切に取れない場合、当社の営業エリアの計画的な拡大が進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 8. 材料価格の高騰について

当社の太陽光発電施設のソーラーパネル等の材料や住宅の建材は、為替相場の変動等により仕入価格が高騰することが考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 9. 外注管理について

当社は太陽光発電施設および住宅の建設について、施工管理業務(品質・安全・工程・コストの各管理)を除き、原則として大工や左官、電気業者、水道業者などの専門業者ごとに直接工事を発注する分離発注の上、外注しております。これは適切に分離発注することにより適正な競争が行われることを期待し、また、専門工事業者と直接契約することで、工事の進捗等について直接交渉することができ、施工の信頼性と品質の確保が期待できるためであります。

このように施工業務の大部分を外注に依存しているため、販売件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を十分に確保できない場合、または外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、国内外の市場の動向等により、資材価格が上昇し、外注先の材料調達状況に影響が及んだ場合、その状況を販売価格へ転嫁することが難しい場合には、外注費の上昇により当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 10. 瑕疵担保責任について

当社は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分および雨水の浸水を防止する部分について住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を負っております。その他の部分については、「宅地建物取引業法」により住宅の引渡日から最低2年間について瑕疵担保責任を負っております。加えて「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられております。万が一、当社の販売した物件に重大な瑕疵があるとされた場合には、その直接的な原因が当社以外の責によるものであっても、当社は売主として瑕疵担保責任を負うことがあります。その結果、補償工事費の増加や当社の信用力低下により、当社の業績や事業の展開等に影響を与える可能性があります。

#### 11. 自然災害等について

地震や台風等の大規模な自然災害の発生時には、被災した自社保有設備や建築現場の修復に加え、建物の点検や

応急措置などの初動活動や支援活動等により、多額の費用が発生する可能性があります。

また、社会インフラの大規模な損壊で建築現場の資材等の供給が一時的に途絶えた場合等には、完成引渡しの遅延等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 12. 法的規制について

### クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業は、電気事業法の影響を強く受けるため、現行法の改正によっては方針変更を余儀なくされる可能性があります。2012年7月1日から開始されました再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関しましては、再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間一般電気事業者やPPS(特定規模電気事業者)等が買い取ることを義務付けるものですが、本法律の変更により買取価格の下落や、万が一、制度の廃止等により本制度が継続しなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、太陽光発電施設の設置工事を行っていることから、建設業法に基づく特定建設業許可並びに一般建設業許可を受けております。建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は特定建設業(建築工事業)許可が2022年9月、特定建設業(電気工事業)許可が2024年3月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

当社は、この許認可を受けるための諸条件および関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可が取消しとなる事由は発生してはおりませんが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### スマートホーム事業

スマートホーム事業では、事業運営上、宅地建物取引業法、建築基準法、建設業法、建築士法、国土利用計画法、農地法、特定商品取引法等による法的規制を受けております。

当社では、主要な許認可として、「宅地建物取引業法」に基づき宅地建物取引業免許を、「建設業法」に基づき特定建設業許可並びに一般建設業許可を受けております。

宅地建物取引業免許は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は2022年7月であります。また、宅地建物取引業法第66条において免許の取消し、第65条において業務の停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は特定建設業(建築工事業)許可が2022年9月、特定建設業(電気工事業)許可が2024年3月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

当社は、これらの許認可等を受けるための諸条件および関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可等が取消しとなる事由は発生していないと認識しておりますが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 13. 顧客情報等の管理について

当社は、当社物件の潜在顧客や見込み顧客・販売先等、事業を行う上で多数の個人情報保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報管理については、その管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策を図るとともに、研修等により社員の情報管理意識の向上に努めております。しかしながら、万が一、これらの情報が外部流出した場合は、当社に対する信用の失墜や損害賠償等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 14. 代表者への依存について

当社は会社の規模が小さく、事業活動における主要な部分を代表取締役社長である鈴江崇文に依存しております。同氏は、当社設立以来の最高責任者であり、当社の大株主であります。同氏は、業界に特化した経験と実績から、当社の経営方針や経営戦略および製品戦略においても重要な役割を果たしており、当社事業の発展に大きく貢

献しております。このため、当社では同氏への過度の依存を改善すべく組織的な経営体制を構築中ですが、現時点においては同氏が離職するような事態となった場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

#### 15. 訴訟等について

当社では、現時点において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、当社が事業を継続していくうえでは、知的財産権他多種多様な訴訟リスクが継続的に存在します。

当社では、施工にあたっては近隣対策や周辺環境への配慮を含め品質管理に努め、またその他業務においては各種専門家を利用してリスク管理を行っておりますが、訴訟本来の性質を考慮すると係争中または将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中または将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善等を背景に、全体としては緩やかな回復基調で推移したものの、2019年10月の消費増税による消費者マインドの落ち込み、年明けからの新型コロナウイルス感染症の拡大と長期化懸念は、経済の動向や企業業績に与える影響懸念等、今後の景気動向については不透明さが増す状況が続きました。

このような状況下におきまして、当社は、事業セグメントを「クリーンエネルギー事業」「スマートホーム事業」「ストック事業」に分けて活動を行っております。

各セグメントの事業環境は下記のとおりであります。

##### a. クリーンエネルギー事業

当社の事業領域に関わるクリーンエネルギー事業につきましては、2018年に経済産業省・資源エネルギー庁が策定した第5次エネルギー基本計画において、2030年の国内総発電量に占める再生可能エネルギーの割合を22～24%とする目標が掲げられ、多くの企業にとっても重要課題と位置付けられております。

また、固定価格買取制度(FIT)の変更や未稼働案件に対する運転開始期限設定の義務化等により発電事業者の淘汰が進む一方、稼働中の太陽光発電施設の売買に関する中古(セカンダリー)市場が形成され、安定収益が見込める再生可能エネルギー投資への市場は、改めて見直されていく見通しです。

##### b. スマートホーム事業

当社は、規格住宅「IETERRACE(イエテラス)」、規格戸建賃貸住宅「FITCELL(フィットセル)」を中心に引き続き展開してまいりました。

##### c. スtock事業

販売したクリーンエネルギー発電所やスマートホームの管理等を中心に展開しております。

このような状況のもと、当事業年度において、クリーンエネルギーとスマートホームの各事業で積み上げてきた顧客基盤を最大限に活用したストック型ビジネスの強化をしてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は4,735,252千円(前年同期比5.7%減)、営業利益157,880千円(前年同期は営業損失197,427千円)、経常利益142,338千円(前年同期は経常損失205,782千円)、当期純利益79,098千円(前年同期は当期純損失398,717千円)となりました。

なお、当事業年度より、報告セグメントの名称と区分を変更しており、当事業年度の比較、分析は変更後の名称に基づいております。

変更後の新報告セグメントの業績は、次のとおりであります。

##### a. クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業におきましては、安定収益が見込める再生可能エネルギー投資への市場は、改めて見直されていくなか、第3四半期までは概ね計画通り推移しました。

年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府・自治体による緊急事態宣言発令や外出自粛要請等の対応により電力会社の太陽光発電施設の系統連系の遅れ等が発生しました。

以上の結果、クリーンエネルギー事業の売上高は2,078,061千円(前年同期比7.2%減)となり、セグメント利益は296,249千円(前年同期比778.1%増)となりました。

##### b. スマートホーム事業

スマートホーム事業におきましては、再生が見込めるエリアの用地を取得、当社建設パッケージ商品(スマートホーム)を組み合わせ、居住用不動産として開発。開発した商品をマイホームとして分譲、または、投資用戸建賃貸住宅として販売してまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府・自治体による緊急事態宣言発令や外出自粛要請等により、金融機関の融資対応の遅れ、セミナーの中止や商談遅延等による影響がありました。結果、当初の計画に対して販売棟数が減少し、当事業年度の販売棟数は96棟となりました。

以上の結果、スマートホーム事業の売上高は1,782,614千円（前年同期比13.5%減）となり、セグメント損失は7,471千円（前年同期はセグメント利益187,604千円）となりました。

#### c. スtock事業

Stock事業については、販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスを引き続き行ってまいりました。

以上の結果、Stock事業の売上高は874,576千円（前年同期比21.2%増）となり、セグメント利益は251,269千円（前年同期比181.5%増）となりました。

#### キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物は、1,152,621千円となり、前事業年度末に比べ886,551千円の減少となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

##### a. 営業活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、853,351千円の減少（前年同期は2,227,447千円の減少）となりました。主な要因は、税引前当期純利益により124,922千円、たな卸資産の増加額1,281,354千円、仕入債務の増加額89,345千円、法人税等の還付額181,568千円等によるものであります。

##### b. 投資活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、11,863千円の増加（前年同期は252,370千円の減少）となりました。主な要因は、関係会社社債の償還による収入60,000千円、無形固定資産の取得による支出29,732千円等によるものであります。

##### c. 財務活動によるキャッシュ・フロー

当事業年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、45,063千円の減少（前年同期は701,957千円の増加）となりました。主な増加要因は、短期借入金純増額200,000千円、長期借入れによる収入100,000千円等によるものであります。一方、主な減少要因は、長期借入金の返済による支出288,797千円、配当金の支払額42,836千円等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社が営むクリーンエネルギー事業、スマートホーム事業およびストック事業では生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

b. 受注実績

当事業年度の受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、ストック事業では、受注実績を定義することが困難であるため、「受注実績」は記載しておりません。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
クリーンエネルギー事業	2,113,374	5.2	78,913	81.0
スマートホーム事業	1,807,967	13.8	387,085	7.0
合計	3,921,342	9.4	465,998	15.0

(注) 1. 金額は販売価格によっております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	前年同期比(%)
クリーンエネルギー事業(千円)	2,078,061	7.2
スマートホーム事業(千円)	1,782,614	13.5
ストック事業(千円)	874,576	21.2
合計(千円)	4,735,252	5.7

(注) 1. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度		当事業年度	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社富士家クラシオ	-	-	658,978	13.92
林建設株式会社	548,336	10.92	-	-

2. 前事業年度における株式会社富士家クラシオの販売実績及び総販売実績に対する割合及び当事業年度における林建設株式会社の販売実績及び総販売実績に対する割合は、100分の10未満であるため、記載を省略しております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項については、一定の会計基準の範囲内において合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に記載しております。



当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績等

当社の当事業年度の経営成績等は、次のとおりであります。

(売上高)

クリーンエネルギー事業

クリーンエネルギー事業におきましては、安定収益が見込める再生可能エネルギー投資への市場は、改めて見直されていくなか、第3四半期までは概ね計画通り推移しました。年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府・自治体による緊急事態宣言発令や外出自粛要請等の対応により電力会社の太陽光発電施設の系統連系の遅れ等が発生しました。当事業年度の販売区画数は147.64区画（内、新規142.35区画、セカンダリー5.29区画）となりました。

スマートホーム事業

スマートホーム事業におきましては、再生が見込めるエリアの用地を取得、当社建設パッケージ商品（スマートホーム）を組み合わせ、居住用不動産として開発。開発した商品をマイホームとして分譲、または、投資用戸建賃貸住宅として販売してまいりました。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う政府・自治体による緊急事態宣言発令や外出自粛要請等により、金融機関の融資対応の遅れ、セミナーの中止や商談遅延等による影響がありました。結果、当初の計画に対して販売棟数が減少し、当事業年度の販売棟数は96棟となりました。

ストック事業

ストック事業におきましては、販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスを引き続き行ってまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は4,735,252千円となりました。

(営業利益)

工事着工の平準化を促進し、購買先や外注先等の選定見直しを実施すること等によるコスト抑制に努めた結果、売上原価は3,414,216千円となりました。

販売費及び一般管理費は、前期に引き続き、当期を次の成長のための準備期間と位置づけ、既存事業であるクリーンエネルギー事業及びスマートホーム事業に係る組織の再構築を実施してまいりました。更に経費削減につきましても全社一丸となって取り組んだこと等により、1,163,155千円となりました。

以上の結果、営業利益は157,880千円となりました。

(経常利益)

営業外収益は8,146千円となり、営業外費用は支払利息を計上したこと等により23,688千円となりました。

以上の結果、経常利益は142,338千円となりました。

(税引前当期純利益)

特別損失に投資損失引当金繰入額5,635千円を計上いたしました。

以上の結果、税引前当期純利益は124,922千円となりました。

(当期純利益)

税引前当期純利益に法人税等合計45,823千円を計上し、当期純利益は79,098千円となりました。

(キャッシュ・フローの状況)

当事業年度のキャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

## b. 財政状態

### (流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は6,595,330千円(前事業年度末6,323,158千円)となり、272,171千円増加しました。主な要因は、現金及び預金が886,551千円、未収消費税等が190,206千円、未収還付法人税等が181,568千円、それぞれ減少した一方で、製品が603,105千円、仕掛品が412,650千円、販売用不動産が363,554千円、それぞれ増加したこと等によるものです。

### (固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は990,943千円(前事業年度末896,184千円)となり、94,758千円増加しました。主な要因は、長期前払費用が84,224千円、投資その他の資産のその他が112,337千円、それぞれ増加した一方で、関係会社社債が60,000千円、土地が52,305千円、それぞれ減少したこと等によるものです。

### (流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は2,142,091千円(前事業年度末1,925,851千円)となり、216,240千円増加しました。主な要因は、短期借入金が200,000千円、買掛金が89,345千円、前受金が62,568千円、それぞれ増加した一方で、1年内償還予定の社債が100,000千円、1年内返済予定の長期借入金が54,622千円、それぞれ減少したこと等によるものです。

### (固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は1,154,494千円(前事業年度末1,026,709千円)となり、127,784千円増加しました。主な要因は、社債が100,000千円、固定負債のその他が169,108千円、それぞれ増加した一方で、長期借入金が134,175千円減少したこと等によるものです。

### (純資産)

当事業年度末における純資産の残高は4,289,687千円(前事業年度末4,266,782千円)となり、22,905千円増加しました。主な要因は、当期純利益の計上により79,098千円増加し、また、配当金の支払いにより42,828千円減少したことによるものです。

## c. 資本の財源及び資金の流動性

資本政策につきましては、当社は未だ成長途上であることから、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させることと、株主様への利益還元との最適なバランスを考慮し、実施していくこととしております。

また、当社における資金需要の主なものは、既存事業の持続的成長や新規事業への投資資金のほか、設備の更新等に要する設備投資資金や事業に係る運転資金であります。

当社は、必要となった資金については、主として内部留保資金及び営業活動によるキャッシュ・フローによるものを活用しておりますが、安定的な財源確保のため、複数の金融機関から借入による資金調達を行っており、今後も継続する方針であります。

## d. 経営上の目標の達成状況

当社は、売上高経常利益率10%以上を目標指標としております。

当事業年度は、売上高経常利益率を黒字化いたしました。今後も事業の拡大等の推進により、目標の達成に努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は68,041千円であり、その主なものは、太陽光発電施設の取得並びに業務システムの更新・機能強化等であります。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2020年4月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	機械 及び装置 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
徳島本店 (徳島県徳島市)	-	本社機能	10,036	-	-	70,738 (1,455.64)	80,775	33 (12)
コンパクトソーラー 発電所 (徳島県徳島市)	ストック 事業	小型太陽光 発電設備	-	-	10,796	-	10,796	-
コンパクトソーラー 発電所 (徳島県徳島市)	ストック 事業	小型太陽光 発電設備	-	-	14,659	-	14,659	-
発電所用地 (徳島県徳島市他)	ストック 事業	大規模太陽光 発電施設他	-	-	-	159,213 (59,370.60)	159,213	-

(注) 1. 「帳簿価額」は、建設仮勘定を除く有形固定資産の帳簿価額であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
東京本社 (東京都港区)	-	本社機能	14 (2)	13,069
関西支社 (神戸市中央区)	-	支社機能	10 (3)	4,148

(注) 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、事業計画、投資効率、人員増加等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

- (1) 重要な設備の新設  
該当事項はありません。
- (2) 重要な設備の除却等  
該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年4月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年7月30日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	4,282,800	4,282,800	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は100株であります。
計	4,282,800	4,282,800	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2020年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2014年3月23日	2014年12月22日	2015年11月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 51	当社従業員 23	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の数(個)、(注)1	15	3	18
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)、(注)1	普通株式 3,000	普通株式 600	普通株式 3,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)、(注)2	303	303	580
新株予約権の行使期間	自 2016年4月22日 至 2024年3月22日	自 2016年12月24日 至 2024年12月21日	自 2017年11月25日 至 2025年11月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 303 資本組入額 152	発行価格 303 資本組入額 152	発行価格 580 資本組入額 290
新株予約権の行使の条件	<p>権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。</p> <p>当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。</p> <p>相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。</p> <p>その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。</p>		
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3		

当事業年度の末日(2020年4月30日)における内容を記載しております。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等(取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。)の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 企業再編を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。）の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。
- (1) 目的たる再編会社の株式の種類  
本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式
  - (2) 目的たる再編会社の株式の数  
企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。
  - (3) 権利行使に際して払込むべき金額  
企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。
  - (4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。
  - (5) 取締役会による譲渡承認について  
本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。
  - (6) 割当に関する事項  
権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てするものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2015年12月12日 (注) 1	3,184,000	3,200,000	-	47,619	-	17,619
2016年3月10日 (注) 2	1,070,000	4,270,000	930,258	977,877	930,258	947,877
2016年4月1日～ 2017年4月30日 (注) 3	11,400	4,281,400	1,732	979,609	1,721	949,598
2017年5月1日～ 2018年4月30日 (注) 3	1,000	4,282,400	152	979,761	151	949,749
2018年5月1日～ 2019年4月30日 (注) 3	400	4,282,800	60	979,822	60	949,809

- (注) 1. 株式分割(1:200)によるものであります。  
2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)  
発行価格 1,890円  
引受価額 1,738.80円  
資本組入額 869.40円  
払込金総額 1,860,516千円  
3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2020年4月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	14	18	13	3	1,455	1,505	-
所有株式数(単元)	-	76	2,516	26,785	155	3	13,283	42,818	1,000
所有株式数の割合(%)	-	0.18	5.88	62.55	0.36	0.01	31.02	100.00	-

(注) 自己株式21,800株は「個人その他」に218単元含めて記載しています。



(6) 【大株主の状況】

2020年4月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
株式会社エフピーライフ	徳島県徳島市南田宮二丁目3番102号	2,510,000	58.90
鈴江 崇文	徳島県板野郡松茂町	530,000	12.43
尾崎 昌宏	東京都世田谷区	162,000	3.80
立花証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目13番14号	106,500	2.49
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	78,400	1.83
有限会社ミロス	東京都新宿区西新宿三丁目3番23号1402	65,000	1.52
エムアイイー合同会社	埼玉県朝霞市仲町二丁目6番30号101	55,500	1.30
アセットマネジメント株式会社	東京都中央区銀座七丁目15番8号406	23,200	0.54
むさし証券株式会社	埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目333番地13	20,500	0.48
中山 健三	東京都西東京市	20,000	0.46
計	-	3,571,100	83.80

(注) 上記のほか、当社所有の自己株式が21,800株あります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年4月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 21,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,260,000	42,600	
単元未満株式	普通株式 1,000		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,282,800		
総株主の議決権		42,600	

【自己株式等】

2020年4月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社フィット	徳島県徳島市川内町加賀須 野1069番地23	21,800		21,800	0.50
計		21,800		21,800	0.50

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2020年4月15日)での決議状況 (取得期間2020年4月20日～2020年10月19日)	130,000	100
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	21,800	13
残存決議株式の総数及び価額の総額	108,200	96
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	83.2	86.6
当期間における取得自己株式	21,800	13
提出日現在の未行使割合(%)	83.2	86.6

(注) 当期間における取得自己株式には、2020年7月1日からこの有価証券報告書提出日までの株式は含まれておりません。

### (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他( )				
保有自己株式数	21,800		21,800	

### 3 【配当政策】

当社の配当政策は、業績推移や財務状況を総合的に勘案し、企業価値向上を実現させるための資金と配当原資のバランスを取り、資金を有効に活用していくことを基本方針としております。

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議により、毎年10月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当は株主総会、中間配当は取締役会となっております。

現在、再成長のための準備期間中であり、事業収益モデルや内部統制の再構築中ではありますが、短期的な業績により配当方針を決定するのではなく、安定性と中長期的な計画等も総合的に勘案し、剰余金の配当については、2020年4月の業績を鑑みた結果、昨年同額の1株につき10円とさせていただきます。

内部留保資金については、当社は未だ成長途上であることから、内部留保の充実を図るとともに、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年7月29日 定時株主総会決議	42,610	10

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上や株主の皆様をはじめとするステークホルダー(利害関係者)の信頼感を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

企業統治の体制

#### a. 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社の体制を採用しております。

これは、重要な業務執行の一部の決定を業務執行を担う取締役へ委任することによる意思決定の迅速化を推進する一方で、取締役会の半数を社外取締役で構成することにより監督機能を強化するとともに、取締役の職務の執行の適法性及び妥当性を監査する権限を有する監査等委員会を設置することにより監査・監督機能の強化を図るためであります。

また、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役の報酬は、株主総会において承認された報酬総額の範囲内であり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬については取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務、在任期間の業績と成果及び貢献度等を総合的に勘案した報酬額を取締役会において決定し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員である取締役の職務と責任に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

取締役会については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)鈴江崇文、浅田浩の2名と監査等委員である取締役徳岡宏一、三谷恭也(社外取締役)及び山田善則(社外取締役)の3名(うち社外取締役2名)の計5名で構成されております。

監査等委員会については、監査等委員である取締役徳岡宏一、三谷恭也(社外取締役)及び山田善則(社外取締役)の3名(うち社外取締役2名)で構成され、取締役山田善則を議長として、監査等委員会の定める監査等委員会監査等基準に従い取締役の職務執行状況についての監査等を行っております。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人からの情報収集、並びに内部監査部門及び会計監査人との連携を円滑に行い監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員1名を選定しております。



4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 取締役会規程、監査等委員会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
  - (2) 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
  - (3) 取締役会を原則月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
  - (4) 経営会議を原則月2回以上開催し、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。
5. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
  - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (3) 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - (4) 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項  
監査等委員会の求めに応じて、取締役会は速やかに、その職務の執行を補助する人員を配置する。
7. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員会である取締役を除く。)からの独立性ならびに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - (1) 監査等委員会の職務を補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - (2) 当該人員の人事異動、評価等については、監査等委員会の意見を尊重する。
8. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
  - (1) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為等が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査等委員会に報告する。
  - (2) 監査等委員はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができるとともに、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の処理の方針その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理は、監査等委員からの申請に基づき適切に行う。
  - (2) 監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務に執行について生ずる費用等について、毎年一定額の予算を設ける。
10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査等委員は法令に従い、公正かつ透明性を担保する。
  - (2) 監査等委員は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (3) 監査等委員は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
  - (4) 監査等委員会から内部統制システム及び監査体制に係る意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

#### c 取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役2名と監査等委員である取締役3名の合計5名で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、監査等委員である取締役により、取締役の業務執行の監視・監督を行っております。

#### d 監査等委員会

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成されております。内、2名は社外より招聘いた

しており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査しております。監査等委員は、事業法人の経営者並びに常勤監査役又は社外監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。その経験を経営の監視強化に活かしていただくこととしており、さらに、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

#### e 経営会議

経営会議は、代表取締役及び執行役員で構成されており、原則として月2回以上開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項及び様々な課題を早期に発見・共有し、適切に意思決定及び決議を行う会議体となっております。

#### f 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置しております内部監査室(人員1名)では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

#### g 会計監査人

当社は、監査法人アリアと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、2020年4月期において業務を執行した公認会計士は、茂木秀俊氏、吉澤将弘氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は5名(公認会計士1名、その他の補助者4名)であります。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレートガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

#### リスク管理体制の整備状況

当社では、リスク管理の最高責任者は、代表取締役としております。

リスク管理の指導を適切に行うことは、ガバナンス委員会が担当しております。また、全社的なリスク管理への取組みに関する企画立案を行うとともに横断的な統括・管理を実施するためにガバナンス委員会事務局を設置しており、ガバナンス委員会事務局は、定期的実施内容をガバナンス委員会に報告し、事務局運営は管理本部が実施するものと定めております。

業務上発生しうるリスクについては、各種規程、業務マニュアルで業務上のルール及び手順を定めることにより、リスクを防ぐ体制をとっております。

#### 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、5名以内とする旨を定款に定めております。また、当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

## 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

### イ．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

### ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年10月31日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

### ハ．取締役の責任免除の内容

当社は、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を定款で定めております。

### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。



(2) 【役員の状況】

男性5名 女性 - 名(役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	鈴江 崇文	1973年12月8日生	1997年4月 三井ホーム(株)入社 2001年10月 ゴーイングホーム(株)(現株LIXIL住宅研究所)入社 2002年8月 (株)スズケン工業(現株)スズケン&コミュニケーション)取締役就任 2003年10月 同社 取締役営業推進部長就任 2008年10月 同社 代表取締役就任 2009年4月 当社設立 代表取締役社長就任(現任)	(注) 2	530,000
取締役	浅田 浩	1967年5月2日生	2008年1月 ダイドー住販(株)入社 2009年10月 (株)ハウストゥ入社 2010年10月 同社 取締役 2015年7月 同社 常務取締役CFO兼管理統括本部長兼経営企画室長 2017年9月 同社 専務取締役CFO 2020年1月 (株)アーサーズ・チーム 設立 同社 代表取締役(現任) 2020年3月 (株)TATERU 社外取締役(監査等委員)就任(現任) 2020年3月 当社顧問就任 2020年7月 当社取締役就任(現任)	(注) 2	-
取締役 (監査等委員・常勤)	徳岡 宏一	1956年7月25日生	1981年4月 株式会社阿波銀行 2008年6月 同行 法人室室長就任 2011年6月 同行 審査部副部長就任 2018年8月 当社 入社 2018年12月 当社取締役(監査等委員・常勤)就任(現行)	(注) 3	2,000
取締役 (監査等委員)	三谷 恭也	1978年4月26日生	2001年4月 (株)東京三菱銀行(現株)三菱UFJ銀行)入行 2006年8月 CITIBANK NA(現CITIBANK銀行(株))入行 2009年8月 (株)Principle創業 2012年9月 野村證券(株)入社 2013年10月 NACRE Global Asset Protection (Switzerland) AG創業 (株)日本APセンター創業 代表取締役副社長就任(現任) 2014年10月 (株)フュービック社外監査役就任 2015年3月 (株)Tier・Index創業 取締役就任(現任) 2018年7月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	-
取締役 (監査等委員)	山田 善則	1946年5月22日生	1969年4月 安田生命保険相互会社(現明治安田生命保険相互会社)入社 1999年4月 同社 常務取締役就任 2003年4月 (株)ジャパン・コンファーム代表取締役就任 2008年6月 みずほ信託銀行(株)常勤監査役就任 2012年10月 (株)日本APセンター取締役会長就任(現名誉会長) 2013年6月 (株)日本M&Aセンター 監査役就任 2014年7月 フォースバレー・コンシェルジュ(株)常勤監査役就任(現任) 2014年11月 (株)鉄入化計画社外取締役就任 2016年6月 (株)日本M&Aセンター取締役(監査等委員)就任(現任) 2018年7月 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注) 3	-
計					532,000

(注) 1. 浅田浩、三谷恭也及び山田善則は、社外取締役であります。

2. 2020年7月29日開催の定時株主総会終結の時から、2021年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2020年7月29日開催の定時株主総会終結の時から、2022年4月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外取締役と当社との関係

当社はコーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外取締役(監査等委員)を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めております。

当社の社外取締役及び社外取締役(監査等委員)は、浅田浩、三谷恭也、山田善則の3名であります。社外取締役及び社外取締役(監査等委員)はいずれも、当社との間に人的関係、資本的关系及び取引関係その他利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外取締役(監査等委員)を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

(3) 【監査の状況】

内部監査、監査等委員監査の状況

(内部監査)

当社の代表取締役直轄で設置している内部監査室(人員1名)では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。

また、内部監査室は監査等委員会、ガバナンス委員会及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

(監査等委員監査)

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、内、2名は社外より招聘しており、原則として月1回定例で監査等委員会を開催し、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行を監査しております。監査等委員は、事業法人の経営者並びに常勤監査役又は社外監査役として培った経験と幅広い見識を有しております。その経験を経営の監視強化に活かしていただくこととしており、さらに、取締役(監査等委員である取締役を除く。）・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、内部監査室及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。当事業年度の監査等委員会において、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏名	出席回数
常勤監査等委員である取締役	徳岡 宏一	12/12
監査等委員である取締役(社外)	三谷 恭也	11/12
監査等委員である取締役(社外)	山田 善則	12/12

監査等委員会における主な検討事項として、年度の監査方針・監査計画・監査の方法・各監査等委員の職務分担の決定、会計監査人の評価と再任同意、会計監査人の監査報酬に対する同意等を審議しております。

また、常勤監査等委員の活動として、重要な会議(取締役会・経営会議・その他重要会議)の出席、代表取締役や取締役との随時意見交換、会計監査人との連携、各部門の往査、監査等委員監査、重要書類等の閲覧などの監査を実施しています。

## 会計監査の状況

当社は、監査法人アリアと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、2020年4月期において業務を執行した公認会計士は、茂木秀俊氏、吉澤将弘氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は5名（公認会計士1名、その他の補助者4名）であります。継続監査期間は2年であります。

## 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前々事業年度 新創監査法人

前事業年度 監査法人アリア

当該異動について臨時報告書を提出しております。臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

### a. 異動に係る監査公認会計士等の名称

就任する監査公認会計士等の名称 監査法人アリア

退任する監査公認会計士等の名称 新創監査法人

### b. 異動の年月日 2018年7月27日

### c. 退任する監査公認会計士等が直近において監査公認会計士等となった年月日 2017年7月28日

### d. 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等又は内部統制監査報告書における意見等に関する事項

該当事項はありません。

### e. 異動に至った理由及び経緯

当社は、2018年6月29日に公表した「会計監査人の異動に関するお知らせ」のとおり、当社の会計監査人である新創監査法人より、2018年7月27日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、会計監査人を退任する旨の連絡を受け、2018年6月29日開催の取締役会で受理いたしました。

当社といたしましては、当社の会計監査人が不在となることを回避し、適正な監査業務が継続される体制を維持するため、複数の監査法人に当社の監査を受嘱いただけるよう依頼し、当社が会計監査人に求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有しているとの判断に基づき、2018年7月27日開催の監査等委員会において、監査法人アリアを当社の一時会計監査人として選任いたしました。

また当社は、会計監査の継続性を確保するため、引き続き同監査法人が当社の会計監査人として相当であり、独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に判断し、監査等委員会の決定により同監査法人を会計監査人の候補者として、2018年12月20日開催の臨時株主総会において、一時会計監査人である監査法人アリアを改めて会計監査人に選任することを決議しました。

### f. 上記の理由及び経緯に対する監査報告書等又は内部統制監査報告書の記載事項に係る退任する監査公認会計士等の意見

特段の意見はない旨の回答を得ております。

( 監査報酬の内容等 )

a. 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
20,000	-	20,000	-

(注) 非監査業務に関しては、前事業年度及び当事業年度のいずれにおいても該当事項はありません。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬 ( a. を除く )

該当事項はありません。

(その他重要な報酬の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容)

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

(監査報酬の決定方針)

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査等委員会の同意を得て、取締役会へ報告しております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日と取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第8回定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年8月30日開催の第8回定時株主総会において年額100,000千円以内と決議いただいております。

具体的な各取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び各監査等委員である取締役の報酬額は、具体的な各取締役（監査等委員である取締役を除く。）については、取締役会においてこの決定を代表取締役社長鈴木江崇文に一任する旨を決議し、これに基づき代表取締役社長が決定し、監査等委員である取締役については各監査等委員である取締役の協議により決定しております。

具体的な取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針としては、新任取締役の場合においては、定められた基準に従って一律の報酬を支払うこととしております。また、重任の場合においては、新任取締役の報酬額を基準とし、任期中の当社業績及び各取締役の功績に基づき、翌期の報酬を改定しております。

当事業年度においても、取締役に関する報酬の決定は代表取締役社長に一任する旨の取締役会決議を受け、期中における業績や各取締役の個別の功績を受けて役職ごとに定められた基準に則り、代表取締役社長がこれを決定しております。一方、監査等委員である取締役の報酬等の額及び報酬内容については、株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役(監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	39,600	39,600	-	-	-	1
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	8,040	8,040	-	-	-	1
社外役員	9,600	9,600	-	-	-	2

役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との良好な取引関係の維持発展などの政策的な目的により株式を保有することとしております。また、その保有・処分については、当社の経営方針との整合性や経済合理性などを総合的に検討したうえで、個別に判断いたします。

b．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	34,650

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	14,700	当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断し、非常用電源および蓄電池販売事業に係る協働事業展開を目指すため。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2019年5月1日から2020年4月30日まで)の財務諸表について、監査法人アリアにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構のホームページの閲覧や同機構が開催するセミナー等に参加するとともに、監査法人他主催のセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,039,173	1,152,621
売掛金	541,092	519,541
販売用不動産	909,742	3 1,273,297
製品	1,096,836	1,699,942
仕掛品	366,950	3 779,601
材料貯蔵品	131,188	66,061
前渡金	722,274	935,983
前払費用	108,075	128,935
未収還付法人税等	181,568	-
未収消費税等	198,750	8,544
その他	27,505	30,802
流動資産合計	6,323,158	6,595,330
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物（純額）	20,260	12,297
構築物（純額）	4,258	4,009
機械及び装置（純額）	24,092	62,987
車両運搬具（純額）	5,314	3,309
工具、器具及び備品（純額）	5,226	3,745
土地	282,257	3 229,951
建設仮勘定	32,400	3 -
有形固定資産合計	1 373,810	1 316,301
<b>無形固定資産</b>		
ソフトウェア	10,529	37,733
ソフトウェア仮勘定	10,615	11,664
無形固定資産合計	21,144	49,397
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	82,140	92,650
関係会社株式	95,000	66,350
関係会社社債	60,000	-
出資金	9,475	25,199
長期前払費用	42,152	126,376
繰延税金資産	35,027	30,579
その他	187,637	299,974
貸倒引当金	10,202	10,250
投資損失引当金	-	5,635
投資その他の資産合計	501,229	625,244
固定資産合計	896,184	990,943
資産合計	7,219,343	7,586,273



(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	379,888	469,234
1年内償還予定の社債	100,000	-
1年内返済予定の長期借入金	184,227	129,605
短期借入金	800,000	1,000,000
未払金	84,515	77,205
未払費用	65,711	50,971
未払法人税等	-	51,419
未払消費税等	14,708	-
前受金	201,331	263,899
預り金	46,632	61,469
賞与引当金	25,650	25,393
完成工事補償引当金	12,063	11,910
資産除去債務	11,122	983
流動負債合計	1,925,851	2,142,091
<b>固定負債</b>		
社債	-	100,000
長期借入金	721,590	587,415
資産除去債務	7,436	288
その他	297,682	466,791
固定負債合計	1,026,709	1,154,494
負債合計	2,952,561	3,296,586
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	979,822	979,822
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	949,809	949,809
資本剰余金合計	949,809	949,809
<b>利益剰余金</b>		
<b>その他利益剰余金</b>		
特別償却準備金	364	-
繰越利益剰余金	2,336,856	2,373,490
利益剰余金合計	2,337,220	2,373,490
自己株式	-	13,430
株主資本合計	4,266,852	4,289,692
<b>評価・換算差額等</b>		
繰延ヘッジ損益	70	4
評価・換算差額等合計	70	4
純資産合計	4,266,782	4,289,687
負債純資産合計	7,219,343	7,586,273

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当事業年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
<b>売上高</b>		
不動産等販売高	4,033,392	3,727,362
その他の売上高	987,783	1,007,890
売上高合計	5,021,176	4,735,252
<b>売上原価</b>		
不動産等販売原価	1 3,110,848	1 2,858,555
その他売上原価	658,227	555,661
売上原価合計	3,769,075	3,414,216
<b>売上総利益</b>	1,252,100	1,321,035
販売費及び一般管理費	2 1,449,528	2 1,163,155
<b>営業利益又は営業損失( )</b>	197,427	157,880
<b>営業外収益</b>		
受取利息	126	123
還付加算金	-	3,232
補助金収入	-	3,000
解約金収入	610	1,143
受取保険金	1,419	-
雑収入	1,113	-
その他	2,016	647
営業外収益合計	5,286	8,146
<b>営業外費用</b>		
支払利息	11,183	15,779
社債利息	1,050	1,028
為替差損	-	4,281
その他	1,407	2,598
営業外費用合計	13,641	23,688
<b>経常利益又は経常損失( )</b>	205,782	142,338
<b>特別利益</b>		
固定資産売却益	3 961	-
特別利益合計	961	-
<b>特別損失</b>		
関係会社株式売却損	-	11,780
投資損失引当金繰入額	-	5,635
減損損失	4 174,840	-
特別損失合計	174,840	17,416
<b>税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )</b>	379,661	124,922
法人税、住民税及び事業税	5,066	41,404
法人税等調整額	13,989	4,419
法人税等合計	19,056	45,823
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>	398,717	79,098

【不動産等販売原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)		当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,030,887	33.1	504,446	17.6
外注費		923,535	29.7	699,185	24.5
諸経費		66,450	2.1	51,101	1.8
不動産購入費		1,089,975	35.1	1,603,822	56.1
合計		3,110,848	100.0	2,858,555	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【その他売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)		当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
サブリース原価		225,462	34.3	228,514	41.1
資材原価		101,961	15.5	15,472	2.8
減価償却費		2,128	0.3	5,607	1.0
その他		328,675	49.9	306,066	55.1
合計		658,227	100.0	555,661	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	979,761	949,749	949,749	758	2,846,521	2,847,280	-	4,776,791	
当期変動額									
新株の発行	60	60	60					121	
特別償却準備金の取崩				394	394	-		-	
剰余金の配当					111,342	111,342		111,342	
当期純利益又は当期純損失( )					398,717	398,717		398,717	
自己株式の取得								-	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	60	60	60	394	509,665	510,059	-	509,938	
当期末残高	979,822	949,809	949,809	364	2,336,856	2,337,220	-	4,266,852	

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	217	217	4,776,573
当期変動額			
新株の発行			121
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			111,342
当期純利益又は当期純損失( )			398,717
自己株式の取得			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	147	147	147
当期変動額合計	147	147	509,791
当期末残高	70	70	4,266,782

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				特別償却 準備金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	979,822	949,809	949,809	364	2,336,856	2,337,220	-	4,266,852	
当期変動額									
新株の発行								-	
特別償却準備金の取崩				364	364	-		-	
剰余金の配当					42,828	42,828		42,828	
当期純利益又は当期純損失( )					79,098	79,098		79,098	
自己株式の取得							13,430	13,430	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	364	36,634	36,270	13,430	22,839	
当期末残高	979,822	949,809	949,809	-	2,373,490	2,373,490	13,430	4,289,692	

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	70	70	4,266,782
当期変動額			
新株の発行			-
特別償却準備金の取崩			-
剰余金の配当			42,828
当期純利益又は当期純損失( )			79,098
自己株式の取得			13,430
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	65	65	65
当期変動額合計	65	65	22,905
当期末残高	4	4	4,289,687

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月 30日)	当事業年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月 30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	379,661	124,922
減価償却費	19,656	22,238
減損損失	174,840	-
投資損失引当金の増減額( は減少)	-	5,635
貸倒引当金の増減額( は減少)	330	47
賞与引当金の増減額( は減少)	1,718	257
完成工事補償引当金の増減額( は減少)	7,045	152
受取利息	126	123
支払利息	11,183	15,779
社債利息	1,050	1,028
固定資産売却損益( は益)	961	-
関係会社株式売却損益( は益)	-	11,780
売上債権の増減額( は増加)	76,704	56,652
たな卸資産の増減額( は増加)	849,073	1,281,354
前渡金の増減額( は増加)	152,229	213,709
その他の流動資産の増減額( は増加)	210,405	200,200
仕入債務の増減額( は減少)	243,904	89,345
前受金の増減額( は減少)	108,186	62,568
その他の流動負債の増減額( は減少)	86,300	25,999
その他	17,779	28,120
小計	1,738,727	1,016,581
利息及び配当金の受取額	126	123
利息の支払額	12,705	16,960
保証料の支払額	-	1,501
法人税等の支払額	476,140	1
法人税等の還付額	-	181,568
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,227,447	853,351
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
投資有価証券の取得による支出	63,120	14,700
関係会社株式の取得による支出	5,000	-
関係会社株式の売却による収入	-	16,869
関係会社社債の取得による支出	60,000	-
関係会社社債の償還による収入	-	60,000
貸付金の回収による収入	1,236	3,513
差入保証金の差入による支出	4,848	1,283
差入保証金の回収による収入	458	552
有形固定資産の取得による支出	105,512	1,449
無形固定資産の取得による支出	13,380	29,732
固定資産の売却による収入	1,230	-
出資金の払込による支出	-	16,700
その他	3,434	5,205
投資活動によるキャッシュ・フロー	252,370	11,863

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年 5月 1日 至 2019年 4月30日)	当事業年度 (自 2019年 5月 1日 至 2020年 4月30日)
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（ は減少）	800,000	200,000
長期借入れによる収入	200,000	100,000
長期借入金の返済による支出	187,062	288,797
社債の発行による収入	-	100,000
社債の償還による支出	-	100,000
株式の発行による収入	121	-
自己株式の取得による支出	-	13,430
配当金の支払額	111,101	42,836
財務活動によるキャッシュ・フロー	701,957	45,063
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	1,777,860	886,551
現金及び現金同等物の期首残高	3,817,033	2,039,173
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,039,173	1 1,152,621

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

3．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3～15年

構築物：20年

機械及び装置：17～20年

車両運搬具：2～6年

工具、器具及び備品：2～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

5．引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

(3) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。



## 6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。

## 7. ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

### (3) ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

## 8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

### (2) 適用予定日

2022年4月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
有形固定資産の減価償却累計額	59,528千円	55,608千円

2 偶発債務

当社は同業他社より、当社の発電設備を設置する土地の仕入に関して、66,976千円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を受けました。当社といたしましては、同社の請求は根拠がないものと考えており、訴訟においても当社の正当性を主張していく方針です。

3 保有目的の変更

当事業年度において、保有目的の変更により、有形固定資産の一部（土地52,837千円、建設仮勘定32,400千円）について、販売用不動産並びに仕掛品に振り替えております。

(損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
売上原価	44,475千円	14,586千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度11.5%、当事業年度10.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度88.5%、当事業年度89.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
給料及び賞与	392,103千円	373,749千円
賞与引当金繰入額	25,650	24,192
広告宣伝費	86,143	96,935
販売手数料	81,113	22,499
支払手数料	412,257	232,909
減価償却費	17,528	16,630
貸倒引当金繰入額	330	10,047

3 有形固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
車両運搬具	961千円	- 千円

#### 4 減損損失

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当事業年度において当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
香川県さぬき市他	新型発電機	建設仮勘定等

当社は、原則として、投資上の区分を反映した事業所や設備を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位とし、本社設備等を共用資産としてグルーピングしています。

当事業年度において、将来回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認識された資産グループについて、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(174,840千円)として特別損失に計上いたしました。その内訳は、バイオマス発電設備24,840千円(内、建設仮勘定24,840千円)並びに差入保証金150,000千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しております。

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

##### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,282,400	400	-	4,282,800
合計	4,282,400	400	-	4,282,800
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 普通株式の発行済株式総数の増加400株は、ストック・オプションの行使による増加であります。

##### 2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

##### 3. 配当に関する事項

###### (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年7月27日 定時株主総会	普通株式	111,342	26	2018年4月30日	2018年7月30日

###### (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年7月26日 定時株主総会	普通株式	42,828	利益剰余金	10	2019年4月30日	2019年7月29日

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	4,282,800	-	-	4,282,800
合計	4,282,800	-	-	4,282,800
自己株式				
普通株式	-	21,800	-	21,800
合計	-	21,800	-	21,800

(注) 普通株式の自己株式の増加21,800株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年7月26日 定時株主総会	普通株式	42,828	10	2019年4月30日	2019年7月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年7月29日 定時株主総会	普通株式	42,610	利益剰余金	10	2020年4月30日	2020年7月30日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
現金及び預金勘定 預入期間が3か月を超える 定期預金	2,039,173千円 -	1,152,621千円 -
現金及び現金同等物	2,039,173	1,152,621

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
固定資産からたな卸資産への 振替額	- 千円	85,237千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
1年内	65,719	66,300
1年超	1,068,625	1,012,246
合計	1,134,345	1,078,546

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
1年内	42,571	52,883
1年超	751,863	866,976
合計	794,435	919,860

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金用途は運転資金及び設備投資資金であり、このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「7.ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に従い、管理本部が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2019年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,039,173	2,039,173	-
(2) 売掛金	541,092	541,092	-
資産計	2,580,265	2,580,265	-
(1) 買掛金	379,888	379,888	-
(2) 短期借入金	800,000	800,000	-
(3) 長期借入金(*1)	905,817	911,210	5,393
(4) 未払法人税等	-	-	-
負債計	2,085,705	2,091,099	5,393
デリバティブ取引(*2)	(101)	(101)	-

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

当事業年度(2020年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,152,621	1,152,621	-
(2) 売掛金	519,541	519,541	-
資産計	1,672,162	1,672,162	-
(1) 買掛金	469,234	469,234	-
(2) 短期借入金	1,000,000	1,000,000	-
(3) 長期借入金(*1)	717,020	720,349	3,329
(4) 未払法人税等	51,419	51,419	-
負債計	2,237,674	2,241,003	3,329
デリバティブ取引(*2)	(6)	(6)	-

(\*1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については( )で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、並びに(4)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
投資有価証券	82,140	92,650
子会社株式	45,000	3,000
関連会社株式	50,000	63,350
関連会社社債	60,000	-

(注)これらは市場価格がなく時価を把握することが困難と認められることから、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,039,173	-	-	-
売掛金	541,092	-	-	-
合計	2,580,265	-	-	-

当事業年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,152,621	-	-	-
売掛金	519,541	-	-	-
合計	1,672,162	-	-	-



4. 短期借入金、長期借入金の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2019年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	800,000	-	-	-	-	-
長期借入金(*)	184,227	118,025	80,940	75,982	70,944	375,699
合計	984,227	118,025	80,940	75,982	70,944	375,699

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度(2020年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,000,000	-	-	-	-	-
長期借入金(*)	129,605	92,520	87,562	82,524	68,624	256,185
社債	-	-	-	-	100,000	-
合計	1,129,605	92,520	87,562	82,524	168,624	256,185

(\*) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度(2019年4月30日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	26,300	6,200	101

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

当事業年度(2020年4月30日)

ヘッジ会計 の方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	6,200	-	6

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月23日 臨時株主総会決議	2014年12月22日 臨時株主総会決議	2015年11月23日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 51名	当社従業員 23名	当社取締役 1名 当社従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 21,600株	普通株式 6,800株	普通株式 5,400株
付与日	2014年4月21日	2014年12月23日	2015年11月24日
権利確定条件	(注)2	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 2016年4月22日 至 2024年3月22日	自 2016年12月24日 至 2024年12月21日	自 2017年11月25日 至 2025年11月22日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、2015年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件は、次のとおりであります。

権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月23日 臨時株主総会決議	2014年12月22日 臨時株主総会決議	2015年11月23日 臨時株主総会決議
権利確定前(株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後(株)			
前事業年度末	3,000	800	3,600
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	200	-
未行使残	3,000	600	3,600

(注) 2015年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	2014年3月23日 臨時株主総会決議	2014年12月22日 臨時株主総会決議	2015年11月23日 臨時株主総会決議
権利行使価格(円)	303	303	580
行使時平均株価(円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日)(円)	-	-	-

(注) 2015年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、類似会社比準方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額 802千円

当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額 - 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	3,107千円	4,838千円
減損損失	108,278	101,890
完成工事補償引当金	3,674	3,628
賞与引当金	7,812	7,734
未払金	1,260	1,256
たな卸資産評価損	26,927	19,731
資産除去債務	5,653	387
未払事業税	-	3,834
税務上の繰越欠損金(注)2	70,912	53,382
その他	1,941	3,888
繰延税金資産小計	229,569	200,571
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)2	44,572	42,534
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	140,579	127,285
評価性引当額小計(注)1	185,151	169,820
繰延税金資産合計	44,417	30,751
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	3,362	171
その他	6,027	-
繰延税金負債計	9,390	171
繰延税金資産の純額	35,027	30,579

(注) 1. 評価性引当額が15,330千円減少しております。この減少の内容は、主に減損損失及びたな卸資産評価損に係る評価性引当額が減少したことによるものであります。

2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2019年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	70,912	70,912千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	44,572	44,572千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	26,339	(b)26,339千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金70,912千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産26,339千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2019年4月期に税引前当期純損失を379,661千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当事業年度(2020年4月30日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	53,382	53,382千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	42,534	42,534千円
繰延税金資産	-	-	-	-	-	10,847	(b)10,847千円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金53,382千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産10,847千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、2019年4月期に税引前当期純損失を379,661千円計上したことにより生じたものであり、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年4月30日)	当事業年度 (2020年4月30日)
法定実効税率	-	30.46%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.60
住民税均等割	-	5.35
留保金課税	-	0.98
過年度税金費用	-	11.30
評価性引当額の増減	-	12.27
その他	-	0.26
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	36.68

(注)前事業年度の内訳については、税引前当期純損失であるため記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10～20年と見積り、割引率は0.000～1.581%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
期首残高	22,538千円	18,559千円
時の経過による調整額	151	99
資産除去債務の履行による減少額	-	6,171
その他の増減額(は減少)	4,130	11,215
期末残高	18,559	1,271

(賃貸等不動産関係)

当社は、徳島県及び岡山県において、太陽光発電所用地を賃貸しております。

2019年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は5,996千円(賃貸収益8,610千円は売上高に、主な賃貸費用2,613千円は売上原価に計上)であります。

2020年4月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は6,023千円(賃貸収益8,669千円は売上高に、主な賃貸費用2,646千円は売上原価に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は以下のとおりであります。

(単位：千円)

		前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
貸借対照表計上額	期首残高	157,647	157,647
	期中増減額	-	1,566
	期末残高	157,647	159,213
期末時価		195,055	189,051

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社は、これまでエネルギー事業と住宅事業をメイン事業として、個人顧客に対して「クリーンエネルギー発電所」や「スマートホーム」を販売するフロー型のビジネスを中心として参りました。

これに加えて、以前より進めております「クリーンエネルギー発電所」や「スマートホーム」の販売により積み上げてきた顧客基盤を最大限に活用したストック型ビジネスの強化を進めてまいりました。

事業内容をより適切に表現するため、当事業年度より、報告セグメントの名称と区分を変更しております。

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「クリーンエネルギー事業」「スマートホーム事業」「ストック事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「クリーンエネルギー事業」は、主に個人向け（投資家や会社員等）の投資商品として、売電中の「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」を取得し、または自ら開発した発電所をポートフォリオとして運用しながら、発電効率を最大化し太陽光発電施設の販売を行っております。また、クリーンエネルギー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。

「スマートホーム事業」は、マイホーム用として、再生が見込めるエリアを中心に、独自の規格型スマートハウス（「IETERRACE（イエテラス）」、完成販売住宅「Simplie（シンプリエ）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」）を開発・販売や、レントハウス用として、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」の販売を行っております。また、「いえとち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地・建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております

「ストック事業」は、販売した「発電所物件」や「賃貸物件」の管理や自社で所有する発電所の売電収入が中心のフィービジネスを行っております。

(3) 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、これまでエネルギー事業と住宅事業をメイン事業として、個人顧客に対して「クリーンエネルギー発電所」や「スマートホーム」を販売するフロー型のビジネスを中心として参りました。

これに加えて、以前より進めております「クリーンエネルギー発電所」や「スマートホーム」の販売により積み上げてきた顧客基盤を最大限に活用したストック型ビジネスの強化を進めてまいりました。

このビジネスモデルの事業内容をより適切に表現するため、当事業年度より、「エネルギー事業」「住宅事業」及び「賃貸管理事業」から「クリーンエネルギー事業」、「スマートホーム事業」、「ストック事業」へ報告セグメントの名称と区分を変更しております。

なお、前事業年度のセグメント情報については、変更後の区分方法により作成しており、「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報」の前事業年度に記載していません。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	クリーン エネルギー事業	スマート ホーム事業	ストック事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	2,238,273	2,061,392	721,510	5,021,176	5,021,176
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,238,273	2,061,392	721,510	5,021,176	5,021,176
セグメント利益	33,737	187,604	89,271	310,614	310,614
その他の項目					
減価償却費	5,226	4,096	3,129	12,452	12,452

(注) 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

(単位：千円)

	報告セグメント				合計
	クリーン エネルギー事業	スマート ホーム事業	ストック事業	計	
売上高					
外部顧客への売上高	2,078,061	1,782,614	874,576	4,735,252	4,735,252
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,078,061	1,782,614	874,576	4,735,252	4,735,252
セグメント利益又は損失( )	296,249	7,471	251,269	540,047	540,047
その他の項目					
減価償却費	4,550	5,239	7,110	16,900	16,900

(注) 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。



4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	310,614	540,047
セグメント間取引消去	-	-
全社費用(注)	508,041	382,166
財務諸表の営業利益又は営業損失( )	197,427	157,880

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(単位：千円)

その他の項目	報告セグメント計		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	12,452	16,900	7,204	5,337	19,656	22,238

【関連情報】

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
林建設株式会社	548,336	クリーンエネルギー事業

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
株式会社富士家クラシオ	658,978	クリーンエネルギー事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(単位：千円)

	クリーン エネルギー事業	スマート ホーム事業	その他	全社・消去	合計
減損損失	174,840	-	-	-	174,840

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

当社が有しているすべての関連会社は、利益基準及び剰余金基準から見て重要性の乏しい関連会社であるため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前事業年度(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)

(1)財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	ソーシャル ファイナンス ㈱	徳島県 徳島市	20,000	金融業	100%	社債の引 受、業務の 受託等	社債の引受け	60,000	関係会社 社債	60,000
							不動産賃貸料 の受取	240	-	-
							業務の受託等	400	-	-
							手数料等の支 払	385	-	-
関連 会社	日本メディア マーケット㈱	香川県 高松市	300,000	再生可 能エネ ルギー 事業	16.6%	販売用土地 及び原材料 等の仕入れ	販売用 不動産の 購入代金 支払	15,040	前渡金	15,040
							材料貯蔵品等 の 購入代金 支払	259,607	前渡金	87,820
									買掛金	7,103

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

(2)財務諸表提出会社の役員及びその近親者、役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及びその 近親者	廣瀬達史	徳島県 徳島市	-	-	-	製品の販売	発電所の販売 等	18,620	売掛金	20,059
役員及びその近 親者が議決権の 過半数を所有し ている会社(当 該会社の子会社 を含む)	(同)テツプロ	徳島県 徳島市	3	太陽光 発電所 運用	100%	製品の販売	発電所の販売 等	47,900	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。

2. 販売価額については、標準的な粗利率をもとに決定しております。

3. 廣瀬達史氏は、当社代表取締役鈴江崇文の二親等以内の親族であります。

4. (同)テツプロは、当社代表取締役鈴江崇文の二親等以内の親族が議決権の過半数を所有している会社であります。

5. 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。

当事業年度(自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)

財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	合同会社 フィットク リーン発電2 号	徳島県 徳島市	1,000	太陽光 発電所 運営等	100.0%	太陽光発電 所の譲渡等	太陽光発電所 の譲渡	142,339	長期未収 入金	86,573
関連 会社	ソーシャル ファイナンス (株)	徳島県 徳島市	20,000	金融業	33.3%	社債の引 受、業務の 受託等	社債の償還	60,000	-	-
							不動産賃貸料 の受取	2,360	-	-
							経営指導 及び業務の 受託等	6,600	-	-
関連 会社	RE100電力(株)	香川県 高松市	300,000	再生可 能エネ ルギー 事業	16.6%	製品及び原 材料等の仕 入れ	製品等の 購入代金 支払	121,217	前渡金	162,190
							材料貯蔵品等 の 購入代金 支払	177,654	買掛金	27,620

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 業務の受託等の対価については、双方協議のうえ合理的に決定しております。  
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税は含まれておらず、期末残高には消費税等は含まれております。  
3. 2019年9月3日付で日本メディアマーケット(株)はRE100電力(株)に商号変更しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
1株当たり純資産額	996円26銭	1,006円73銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失( )	93円10銭	18円47銭
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額	- 銭	18円46銭

- (注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)	当事業年度 (自 2019年5月1日 至 2020年4月30日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )		
当期純利益又は当期純損失( )(千円)	398,717	79,098
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(千円)	398,717	79,098
普通株式の期中平均株式数(株)	4,282,722	4,282,214
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,685
(うち新株予約権(株))	(-)	(1,685)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 7,400株 内訳 第2回ストックオプション 3,000株 第3回ストックオプション 800株 第4回ストックオプション 3,600株	新株予約権 3,600株 内訳 第4回ストックオプション 3,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却 累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	47,201	-	19,391	27,809	15,512	7,963	12,297
構築物	4,986	-	-	4,986	976	249	4,009
機械及び装置	25,703	52,407	10,655	67,455	4,468	5,142	62,987
車両運搬具	25,328	240	-	25,568	22,258	2,245	3,309
工具、器具及び備品	15,461	677	-	16,138	12,392	2,157	3,745
土地	282,257	531	52,837	229,951	-	-	229,951
建設仮勘定	32,400	-	32,400	-	-	-	-
有形固定資産計	433,338	53,857	115,285	371,910	55,608	17,757	316,301
無形固定資産							
ソフトウエア	20,740	31,683	-	52,424	14,691	-	37,733
ソフトウエア仮勘定	10,615	11,664	10,615	11,664	-	-	11,664
無形固定資産計	31,355	43,347	10,615	64,088	14,691	-	49,397
長期前払費用	42,152	104,564	20,339	126,376	-	-	126,376

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

(1) 当期増加額

機械及び装置 屋根設置型太陽光発電設備の取得(5箇所) 52,407千円

(2) 当期減少額

保有目的の変更

土地 高知県南国市メガソーラー発電所用地 52,837千円

建設仮勘定 高知県南国市メガソーラー発電所の新設工事 32,400千円

前事業年度において、土地並びに建設仮勘定に計上しておりました高知県南国市のメガソーラー発電所の用地並びに新設工事について、保有目的の変更をしたことにより、当事業年度において販売用不動産並びに仕掛品に振り替えております。

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2015年 3月25日	100,000	-	0.75	なし	2020年 3月25日
第2回無担保社債	2020年 3月25日	-	100,000	0.50	なし	2025年 3月25日
合計	-	100,000	100,000	-	-	-

(注) 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	-	100,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	800,000	1,000,000	0.80	
1年以内に返済予定の長期借入金	184,227	129,605	0.94	-
長期借入金(1年以内に返済予定 のものを除く。)	721,590	587,415	0.86	2022年10月25日～ 2032年5月31日
合計	1,705,817	1,717,020	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	92,520	87,562	82,524	68,624

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	10,202	10,250	-	10,202	10,250
投資損失引当金	-	5,635	-	-	5,635
賞与引当金	25,650	25,393	24,449	1,200	25,393
完成工事補償引当金	12,063	11,910	12,063	-	11,910

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,026
預金	
当座預金	496,300
普通預金	655,294
小計	1,151,595
合計	1,152,621

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	295,971
合同会社SUZUMIクリーンエネルギー発電	129,140
株式会社ハウスフィールド	40,920
中国電力株式会社	14,051
東北電力ネットワーク株式会社	9,954
その他	29,503
合計	519,541

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円) (A)	当期発生高 (千円) (B)	当期回収高 (千円) (C)	当期末残高 (千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
541,092	5,105,959	5,127,510	519,541	90.8	38.0

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。



八．販売用不動産

区分	金額(千円)
建物	259,841
土地	1,013,455
合計	1,273,297

(注) 土地の内訳は、次のとおりであります。

区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(千円)
土地		
徳島県	44,378.76	256,086
岡山県	67,057.74	142,157
宮崎県	67,899.00	100,346
大阪府	997.80	82,048
高知県	8,863.88	80,644
香川県	15,285.40	52,330
埼玉県	789.90	42,779
山口県	21,021.19	42,753
三重県	16,452.47	42,537
神奈川県	112.00	25,045
その他	75,871.65	146,727
合計	318,729.79	1,013,455

二．製品

品目	金額(千円)
小型太陽光発電施設	1,699,942
大型太陽光発電施設	-
合計	1,699,942

ホ．仕掛品

区分	金額(千円)
クリーンエネルギー事業	529,322
スマートホーム事業	250,278
合計	779,601

へ．材料貯蔵品

区分	金額(千円)
材料	
太陽光パネル	61,172
パソコン	1,134
架台・金具	374
延長ケーブル	390
その他	877
小計	63,949
貯蔵品	
切手、収入印紙等	2,112
小計	2,112
合計	66,061

ト．前渡金

区分	金額(千円)
発電設備購入費	840,401
不動産購入費	58,147
業務委託費	24,125
広告宣伝費	11,089
材料費	2,220
合計	935,983

流動負債  
イ．買掛金

相手先	金額(千円)
株式会社KISHIMOTO	58,672
みんな電力株式会社	30,609
RE100電力株式会社	27,620
株式会社TERAZAWA	21,035
株式会社エクソル	24,661
その他	306,635
合計	469,234

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	453,519	1,852,527	3,148,931	4,735,252
税引前四半期(当期)純利益金額又は 税引前四半期純損失金額( ) (千円)	174,493	22,633	6,555	124,922
四半期(当期)純利益金額又は 四半期純損失金額( ) (千円)	172,968	11,894	2,442	79,098
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	40.39	2.78	0.57	18.47

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額( ) (円)	40.39	43.16	3.35	19.05

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	5月1日から4月30日まで
定時株主総会	7月中
基準日	4月30日
剰余金の配当の基準日	10月31日 4月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 - 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が発生した場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.fit-group.jp/">https://www.fit-group.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式予約権の割当てを受ける権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、株式会社エフピーライフであります。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第11期)(自 2018年5月1日 至 2019年4月30日)2019年7月30日四国財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年7月30日四国財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

(第12期第1四半期)(自 2019年5月1日 至 2019年7月31日)2019年9月13日四国財務局長に提出

(第12期第2四半期)(自 2019年8月1日 至 2019年10月31日)2019年12月13日四国財務局長に提出

(第12期第3四半期)(自 2019年11月1日 至 2020年1月31日)2020年3月13日四国財務局長に提出

#### (4) 自己株券買付状況報告書

2020年5月15日、2020年6月16日、2020年7月15日四国財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年7月30日

株式会社フィット  
取締役会 御中

監査法人アリア

東京都港区

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂 木 秀 俊 印

業務執行社員 公認会計士 吉 澤 将 弘 印

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの2019年5月1日から2020年4月30日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットの2020年4月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。



・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フィットの2020年4月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社フィットが2020年4月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講

じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。